

東京23区26市12町村対象

第2回公共施設におけるたばこ対策アンケート調査結果報告書

2005年12月

市民自治井戸端会議

目 次

はじめに	1
(1) アンケート調査の概要	3
(2) アンケート結果の集計と評価の概要	3
(3) 屋内・屋外禁煙率	7
(4) 区市町村別評価	15
調査対象全施設評価	17
共通5施設評価	20
(5) 施設別禁煙率と評価	23
調査対象全施設禁煙率	26
評 価	27
小学校施設禁煙率禁煙率	28
評 価	29
中学校施設禁煙率	30
評 価	31
役所庁舎施設禁煙率	32
評 価	33
図書館施設禁煙率	34
評 価	35
体育館・スポーツセンター施設禁煙率	36
評 価	37
子供関連施設禁煙率	39
地域の学習・文化活動施設禁煙率	41
保健関連施設禁煙率	43
一般利用の文化施設禁煙率	45
福祉関連施設禁煙率	47
高齢者関連施設禁煙率	49
(6) 自治体別禁煙率グラフ	49
(7) 禁煙施設数とその割合及びその評価	67
区 部	69
市 部	73
町村部	77
(8) たばこ対策明文規定整備状況	79
(9) まとめ	83

参考資料

はじめに

市民自治井戸端会議では、2004年に東京都の全区市町村を対象に「公共施設におけるたばこ対策アンケート調査」を行い報告書にまとめましたが、2005年1月に第2回の調査を実施し、このほど結果を報告書にまとめました。

まず、ご協力いただいた各自治体担当部署の方々に感謝いたします。

前回はアンケート調査票回収1か月後に報告書を発行することができましたが、今回は発行予定の2月より大幅に遅れましたことをお詫びいたします。

遅れた理由の第1は、調査項目を増やしたことで各自治体の回答も遅れ、最後の回答が5月になったこと。第2に、調査項目の増加に対応して集計、検討、評価作業も増加したこと。第3に、印刷直前になり、データを保存していたフロッピーディスクが壊れて再入力を余儀なくされたこと等でした。

今回の報告書は、前回に比較して詳細なデータをまとめた結果、内容が豊富になり、資料を別にして80頁を超えるものになりました。各自治体におかれましても、たばこ対策に関する基礎資料としてご活用いただけるものと思われまます。

本年2月には、世界保健機構（WHO）で「たばこ規制枠組み条約」が発効し、たばこの広告が5年以内に禁止されることになりました。未成年の喫煙防止対策の強化も求められています。

このように禁煙への取組みが各方面で求められている状況で、基礎自治体における禁煙対策の内容をみると、多くの自治体で、前年より向上・前進が見られるものの、対策にバラツキがあったり、施設利用の喫煙者に甘いところも見られるため、一層の奮起を期待したいと思います。

住民の方は、本調査結果を活用して、行政にたばこ対策強化を働きかけていただきたいと思います。

市民自治井戸端会議代表
柳田由紀子

2005年12月28日

(1) アンケート調査の概要

(2) アンケート結果の集計と評価の概要

(1) アンケート調査の概要

- 調査項目 : ①施設の有無
②施設数
③屋内・屋外別の禁煙・分煙
④たばこ対策の明文規定
- 調査対象 : 東京都全61自治体(23区26市5町三宅村以外の7村)
- 対象施設 : 当該自治体管理の公共施設
- 調査方法 : 調査票2枚に記入し、返信用封筒で返送もしくはファックスで返信。
- 調査期間 : 2005年1月10日付で各自治体に調査依頼文と調査票を郵送。
1月24日締め切りとしたが、最終的に5月6日までに回収。
- 回収率 : 95% (区市町部100%、村部57%)

(2) アンケート結果の集計と評価の概要

[集計]

1. 調査項目①～③については、次のように行った。

ア. 施設の分類・集約

○第1回調査で共通施設として個別に集計した5施設は、今回も同様に扱った。当初の調査対象は区部と市部のみで、これらにほぼ共通する施設として選んだものである。

・共通5施設：小学校、中学校、役所庁舎、図書館、体育館・スポーツセンター

*町村部は追加調査になったが、図書館や体育館等を保有していない自治体もあり、これら5施設を「共通施設」と扱えなかったが、区部、市部との比較もあり同様にした。

○その他の施設は次の6施設に分類・集約した。

・子供関連施設：児童館、学童クラブ、児童関連施設、保育園、幼稚園、保育関連施設

・地域の学習・文化活動施設：集会所、コミュニティセンター、公民館、その他

・保健関連施設：保健関連施設

・一般利用の文化施設：公会堂、ホール、文化会館、その他

・福祉関連施設：福祉作業所、その他

・高齢者関連施設：センター、その他

イ. 集計

○各自治体別に、上記11分類の施設について、施設数、屋内・屋外別禁煙施設数、合計禁煙施設数を集計し、その割合を示した。

また、それらの合計数と割合を示し禁煙率とした。

(7) 参照。

○各自治体の総施設数の禁煙率を屋内、屋外、敷地内（屋内＋屋外）に分けて、禁煙率の高い順に棒グラフで示した。

(3) 参照。

○各自治体の施設毎の敷地内（屋内＋屋外）禁煙率をレーダーグラフで示した。

(6) 参照。

○全施設及び各施設別の禁煙率を区部、市部、町村部別に分類し、表とグラフに示した。

(5) 参照。

2. 調査項目④については、次のように行った。

○たばこ対策の明文規定の内容と対象施設・範囲を表にした。

(8) 参照。

[評価]

1. 調査対象全施設について、禁煙対策の内容により配点し8段階評価を行い、さらに総合評価を行った。区部、市部、町村部別に一覧表にした。共通5施設については、前回との比較を行うため、別立てで一覧表にした。

(4) 参照。

2. 調査対象全施設と共通5施設については、施設別に評価を行った。

(5) 参照。